

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2025 年 7 月 2 日

国税庁 BEPS2.0 第 1 の柱「利益 B」に関する FAQ の公表について

Executive Summary

- 国税庁は 2025 年 6 月 30 日、[ウェブサイト](#)において、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みで合意された、[移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ（利益 B）に関する FAQ](#) を公表した。
- 日本の対応として、当面の間、簡素化・合理化アプローチ「利益 B」は導入されない。しかし、国外関連者が所在する国・地域によっては、利益 B が導入される可能性があるため、国税庁は FAQ を公表し、日本における税務上の取扱いを明確にした。
- 当該 FAQ の内容は、[OECD から 2024 年 2 月に公表されたガイダンス（利益 B ガイダンス）](#) と、これ以降に公表されている内容に沿ったものであるが、日本における取扱いとして以下のポイントが列挙されている。
 - 独立企業間価格の算定、事前確認の申出、二重課税が生じた場合の相互協議、移転価格文書のいずれにおいても、利益 B のみを用いる方法は認められず、日本の移転価格税制に則した従来の独立企業間価格の算定が必要となる。この取扱いは、国外関連者の進出先国・地域が Covered jurisdiction（政治的コミットメント対象国）に該当するか否かによって影響を受けない。
 - 一方で、利益 B ガイダンスには、当該国・地域が政治的コミットメント対象国に該当し、かつ、租税条約が締結されているときは、利益 B を適用した国外関連者との取引を行った法人の所在地国・地域内の法令や執行上の慣行の範囲内において、当該進出先国・地域の利益 B の適用結果を尊重（respect）する旨が記載されている。相互協議でもこれを踏まえ、日本の法令や執行上の慣行の範囲内において、対応することになる。
- 各国・地域の利益 B 導入に係る判断と公表のタイミングは引き続き不透明な状況であるが、非導入の場合でも価格決定マトリクスの ROS がフロア（下限）として機能する可能性もあり、各国・地域の導入判断を待たずに適格取引、適用 ROS レンジ、既存営業利益率に係る事前アセスメント（ヘルスチェック）を行い、移転価格リスク低減に係る行動計画の検討を行うことが望ましい。特に、利益 B に基づく ROS よりも実績 ROS が低い場合には注意が必要である。

1. 国税庁による移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ（FAQ）の公表

2025 年 6 月、国税庁は、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みで合意された、移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ（以下「利益 B」）に関する FAQ を公表した。「利益 B」とは、基礎的なマーケティング・販売活動を行う販売子会社等の国外関連取引について、一定の基準を満たす場合に、移転価格税制の適用を簡素化・合理化するものである。具体的には、取扱製品と営業資産・営業費用比率に基づき定められた営業利益率（Return on sales：以下「ROS」）の表である価格決定マトリクスを用いて独立企業間価格を算定する（その後、各種の調整が入る）。対象取引に関する金額的閾値が設けられていないことから、適格取引があれば中小企業も全て対象となる。

なお、日本における利益 B への対応として、[令和 7 年度法制改正大綱](#)において、「今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない」ことが示された。同時に、他国が利益 B を実施する場合には、「現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応する」とされていた。

このように、日本において現時点で利益 B は導入されていないものの、国外関連者が所在する国・地域によっては、利益 B が導入される可能性があるため、国税庁は FAQ を公表し、日本における税務上の取扱いを明確にした。

国税庁が公表した FAQ は全 5 問で構成されており、問 1 は利益 B の概要と、日本においては当該アプローチを当面実施しないことが示されている。問 2 から 5 における FAQ のポイントは以下のとおりである。

■ 独立企業間価格の算定

国外関連者（子会社等）が所在する国・地域で利益 B が導入されたとしても、日本側では従来の独立企業間価格算定方法を適用する必要がある。このことは、国外関連者の進出先国・地域が Covered jurisdiction（以下：「政治的コミットメント対象国」）に該当するか否かによって影響を受けない。

つまり、例えば取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method：以下「TNMM」）を適用する場合は、従来通りベンチマーク分析により選定された比較対象企業の利益率実績を用いて独立企業間利益率レンジを算出する必要がある。

■ 事前確認の申出の可否

日本における事前確認（APA）の申出には、従来の独立企業間価格算定方法を用いる必要がある。このことは、国外関連者の進出先国・地域が政治的コミットメント対象国に該当するか否かによって影響を受けない。

つまり、利益 B だけを適用した独立企業間価格の算定は認められないことが示されている。

■ 進出先国・地域における利益 B を適用した課税等により二重課税が生じた場合の手続

国外関連者が所在する国・地域で利益 B に基づく課税が行われ二重課税が生じた場合、租税条約に基づき相互協議の申立てが可能である。両当局間における相互協議は、利益 B でなく従来の独立企業間価格の算定方法に基づいて行うこととなるが、この対応は、国外関連者が所在する国・地域が政治的コミットメント対象国に該当する場合であっても同様である。

一方で、OECD から 2024 年 2 月に公表された利益 B ガイダンスには、国外関連者が所在する国・地域において利益 B が適用された場合、当該国・地域が政治的コミットメント対象国に該当し、かつ、租税条約が締結されているときは、簡素化・合理化アプローチを適用した国外関連者との取引を行った法人の所在地国・地域内の法令や執行上の慣行の範囲内において、当該進出先国・地域の利益 B の適用結果を尊重（respect）する旨が記載されている。相互協議でもこれを踏まえ、日本の法令や執行上の慣行の範囲内において、対応することになる。

■ 移転価格文書の作成

国外関連者が所在する国・地域で利益 B を適用して作成された移転価格文書は、原則として日本の税務調査において独立企業間価格を算定した文書として認められない。そのため、日本の移転価格税制に係る文書化の規定に沿った、独立企業間価格を算定した移転価格文書の作成・保存・提出が必要である。このことは、国外関連者の進出先国・地域が政治的コミットメント対象国に該当するか否かによって影響を受けない。

ただし FAQ においては、国外関連者が所在する国・地域で利益 B を適用して作成された移転価格文書であっても、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて分析・算定した結果が併記されており、かつ、当該算定結果と利益 B の結果が整合的である場合には、当該移転価格文書は日本の移転価格税制に係る文書化の報告様式に沿ったものとみなすことが示された。

2. デロイト トーマツのコメント

各国・地域の利益 B 導入に係る判断と公表のタイミングは引き続き不透明な状況であるが、非導入の場合でも価格決定マトリクスの ROS がフロア（下限）として機能する可能性もあり、各国・地域の導入判断を待たずに適格取引、適用 ROS レンジ、既存営業利益率に係る事前アセスメント（ヘルスチェック）を行い、移転価格リスク低減に係る行動計画の検討を行うことが望ましい。特に、利益 B に基づく ROS よりも実績 ROS が低い場合には注意が必要である。実際に、海外における移転価格調査において、当該国では利益 B が導入されていないにもかかわらず、現場の調査官が調査の過程で利益 B を参照するケースが複数あったことを耳にしている。

その後、具体的なアクションとして、利益 B に照らした移転価格ポリシーの再検討と卸売販売子会社の厳密な利益率コントロールのための仕組みづくり、場合によってはサプライチェーンの最適化や二国間 APA の取得が必要となることが想定される。

また、移転価格文書に関する上記のコメントと同様、APA の申出において TNMM を独立企業間価格の算定方法として選択してベンチマーク分析を行いつつ、補足分析等の形で利益 B の適用結果を併記することは、APA 戦略に資することも考えられるため、一考に値する場合もあると思料される。

（東京事務所 山川 博樹、佐伯 拓也、武田 健吾、徳岡 碧）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

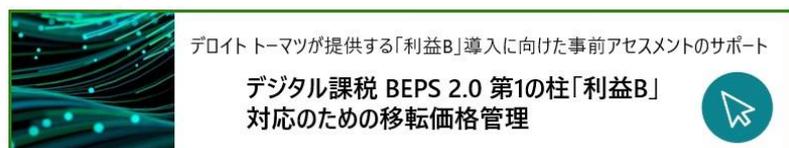
Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 7 年度 税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform



デロイト トーマツ が提供する「利益B」導入に向けた事前アセスメントのサポート

**デジタル課税 BEPS 2.0 第1の柱「利益B」
対応のための移転価格管理**

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>